

令和4年3月3日(木)

開会 (9:55)

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の制定」1件、「条例の一部を改正する条例」5件、「協定の変更」1件、「財産の無償譲渡」1件、「総合整備計画の策定」3件の計11件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。3月に入り雪も少なくなってきたが、寒暖を繰り返しながら春に向かって行くと思っている。今日市役所来た時に車が混んでいて駐車場が少ないと感じたかもしれない。ご存知のとおり今確定申告の真っ最中である。国税庁のホームページを確認したところ e-tax での申告が全体の 64.3%になっている。とのことだが、連日市役所には半日で70人ほどの方が来ている。これをみると来ている人が減っていないという印象を受けるが、よくよく確認すると市役所に来て職員と相談しながら申告する。それはパソコンでするのでその分も e-tax のカウントになっているそうです。そのため現実的に自宅でスマホやパソコンなどで一人で申告している方はそんなにまだ多くは無いという現状だと思っている。実は私も自宅でやってみたが結構難しいというのが率直な感想。もう少し簡単に出来ればと考えているところです。本日は案件が11件であるが、審議をよろしくお願いしたい。

議第18号 胎内市個人情報保護条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、引用法令を変更するものである。この独立行政法人、国の行政機関については、各国家公務員の所要官庁並びに独立行政法人ということで大学や国立病院なども含め個人情報の保護の法律を一本化するということで前倒しで先行実施するものである。

なお、地方自治体については、令和4年度中に条例等の整備を行い令和5年4月からの施行を目指して来年度準備に入る状況である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 19 号 胎内市防災会議条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

胎内市防災会議条例に水防に関する規定を追加し、現在ある胎内市水防協議会条例を廃止し統合するもの。これは、県内市町村の防災会議条例においても水防に関する規定を定め統合している自治体が 21 自治体あることや地域防災計画と水防計画は必要不可欠、連動させることにより、事務の簡素化を図るべく改正するものである。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 20 号 胎内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

国において「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」として非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定める改正が行われることから、当市においても、これに準じて、育児休業等の推進及び育児等と仕事の両立支援を行っていくこととし、改正を行うものである。

主な改正内容は、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上という要件を廃止する。育児休業を取得しやすい環境整備のために妊娠等を申し出た職員に対して個別の通知、研修の実施及び相談体制の整備等の措置を現在も実施しているが、条例の中に新たに規定する、追加で加えるものである。

質疑

○小野徳重委員

昨年でもいいが育児休業の取得状況。男女別でどの程度あったか、わかれば教えてほしい。

○田部総務課長

非常勤の職員で育児休業を取得した方は令和3年度が1人。令和4年度が3人ですべて女性になる。一般職員は確認するので後ほど回答する。(後ほど回答有り)

○渡辺宏行委員

会計年度任用職員の職種でいうとどのくらい該当する職種があるのか。全部であるとは限らないと思うが。例えば保育士、一般事務、技能員その他にもいろいろあると思うが、雇用契約的管理上で当てはまる、当てはまらないがあると思うがどのような扱いになるのか。

○田部総務課長

非常勤の職ということで、会計年度任用職員にはフルタイムで任用されている会計年度任用職員とパートタイムといわれる短時間での会計年度任用職員、それと短時間の職ということで形態は違うが期間を限定して、会計年度も年度年度ごとに契約を更新していくが年度をまたがって相当の期間で任用される再任用職員、任期付きの職員ということで、それがすべて非常勤の職員ということで今回の育児休業の改正に該当される方となる。会計年度任用職員については、渡辺委員が言うとおりの一般事務職、保育士、保健師のほか技能労務職の技能員、学校の支援員、介助員と主な会計年度任用職員についている方が令和3年度に348人いる。そのうち今回育児休業を取得できる方は、3分の1が該当になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 22 号 胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例

佐藤生涯学習課長説明

この改正については、社会体育施設のうち黒川体育館及び高浜地域スポーツ施設の屋内運動場について、施設の老朽化と施設の利用状況等を勘案してその用途を廃止するものである。

黒川体育館については、昭和40年に建設し56年が経過している。建物は一部外壁が崩れ危険なためバリケードを設置するなどして近づかないようにしている。利用者は、令和2年度に約5,100人の利用があり用途廃止のため令和3年度から一部の利用者には他の施設を利用いただいている。現在まだ利用されているフットサル、テニスなどについては4月から別の施設を利用いただく予定としており、建物については令和4年度に入りましたら取壊しにかかる予定としている。

また、高浜地域スポーツ施設については、昭和48年に建設し48年が経過している。利用者は、令和元年度までは開志国際高校のバトミントン部が定期利用していたが、令和2年度以降は定期利用がなく、今年度においては4団体だけの利用となっている。他の施設がふさがっていて一時的に利用した団体が2団体、出前講座の会場として利用した団体が1団体、そのほか市役所の野球部が冬期間トレーニングを行った。この建物についてもいたるところから雨漏りがしておりそれにより床の傷みと鉄骨に腐食がみられ外壁も一部崩れている状況にある。利用者がごくわずかであることから用途廃止すべく改正を行うものである。

質疑

○八幡元弘委員

高浜の方は、これから使わないとのことだが、昨年緊急的に使った事例があったとのことであったがそのような場合も使わなく完全に閉めるのか、いろいろと不具合があるがいざとなったら使える形で残すのか、どうか。

○佐藤生涯学習課長

先ほどの説明にもあったが、雨漏りして床も非常に傷んでいるし、外壁も一部崩れている状況があるので完全に4月から利用しない形にしたい。

○八幡元弘委員

団体としては使わないとのことだが、遺跡を保管する場所が少ないと聞くがそのような使い方は考えているのか。それとも一切使わずに取壊す方向にいくのか、どうか。

○佐藤生涯学習課長

雨漏りもしているので遺物を保管することにも利用しない。いずれ取壊し等を考えていきたい。

○渡辺栄六委員

黒川体育館について、説明のとおりフットサルやテニスで使用しているかたは、ほかの施設等を利用してもらうとのことだが今後どこを利用してもらうのか。今使っている団体の皆さんからの声はどのように吸い上げているのか。

○佐藤生涯学習課長

来年度以降使用する施設については、定期利用される団体については調査を行い割り振りをすでに行っている。現在利用しているフットサルとソフトテニスについては、レクホールを利用予定である。冬期間利用のグラウンドゴルフは、旧本条小学校体育館を利用予定である。利用者については、できるだけ近くがいいとの話はあったが、施設が古くなって取壊しもあることはご理解いただき、今ある施設を令和4年度から利用いただくことで了解を得ている。

○渡辺栄六委員

黒川体育館は経年劣化で危険を伴いながらも今まで使用してきたことは十分認識している。しかしながら黒川地区で夜間屋内で体を動かせる、スポーツのできるところが唯一黒川体育館だった。ほかの施設といえぱれすぼやレクホールで少し距離的にもある。やはり黒川地区の中からスポーツができるところをなくすことが非常に利用者にとっても、地域住民にとっても、どうしても中条地区の方にそのような施設が移ってしまうということも含めてかなり住民の方に関しては声がある。例えば、できるかどうかはわからないが黒川小学校の

体育館を使用することは考えられないか。

○佐藤生涯学習課長

小学校、中学校の体育館はすでに学校開放で空いている場合は利用できる。

○渡辺栄六委員

先ほど説明があったフットサル等使っている方にはそのような周知もしているか。

○佐藤生涯学習課長

施設について、利用される多くの団体があり今ある施設に割振る形をとっている。学校関係については、できるだけ小学生、中学生の活動で利用できるような割振りをしている。そのようなことでフットサルやソフトテニスやレクホール、グラウンドゴルフについては、旧本条小学校ということで限られた施設の中でうまく配分しながら利用できる形にご理解をいただいている。

○渡辺栄六委員

小学校を開放しているのはある程度限定された中で開放しているのか。一般的に小学校、中学校の体育館も開放しているのであれば、それなりの周知を市報等で周知して皆さんにも開放しているのであれば使ってもらうような方向、手立てをとることが必要ではないか。

○佐藤生涯学習課長

団体の申し込みがあり利用する施設を割り当てているが、小学校であればスポ少等が定期利用して、空いているところで他の方が利用可能となる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 25 号 胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

議第25号の説明の前に先ほど保留した議第20号の育児休業した正職員、一般職員の人数です。令和3年度においては、男性2名、女性6名が育児休業を取得しました。

消防団員の組織再編に伴う定数の削減と、国が示した消防団員の確保に向けた処遇改善等に対応するため、昨年11月の県内20市の各階級の年額報酬改定見込額を参考に、消防団員の年額報酬を20,000円から23,000円に引き上げるため、所要の改正を行うものである。

なお、併せて条例定数の改正もある。その定数の改正に伴い本会議初日に小野議員から質問があり口頭での説明ではわかりづらいこともあり、今回お手元に消防団組織再編処遇の改善について、ペーパーで5ページの資料を配布した。その中で令和3年から令和4年の体制図の変更や各市内全域の消防団の管轄区域の一覧表がついている。処遇改善については、3ページに今後の対応も含めて示している。

質疑

○箕 智也委員

説明のあった団員の給与が上がっていく部分の変更、また組織変更という話で、昨年11月の女性との意見交換会でも女性消防士と意見交換をした。女性はどこに入るのか。市のホームページから消防団についてを見た。そこには更新年月日が2021年3月29日、1年前であるが、団員の給与が17,800円になっていて今回示されているのが20,000円から23,000円になるという部分で数字的にどちらが正しいのか。

○田部総務課長

ホームページのアップが追い付いていないことをお詫び申し上げます。昨年も団員報酬を17,800円から令和3年度4月1日で20,000円に引上げるということで条例改正をしている。今年度の消防団員の報酬は20,000円となっているのでホームページの更新がおいついていないことはお詫び申し上げます。

○箕 智也委員

ホームページを見て団員の減少も1つの問題だと思うので額を上げたことは良いことだと思うし、これからも上がることはいいことだと思うがこれを見てこんなに少ないのならち

よっとなと思う人が出ないように速やかな変更もお願いする。

○小野徳重委員

資料の作成ありがとうございました。たいへん見やすく中身がよくわかりました。2点ほど伺いたい。20市の消防団員の報酬を参考にして決定したとのことだが、見ると上げ幅が各階級によってバラバラになっているのは。もう1点は、報酬の個人口座へ振り込む話だが各分団によって違うと思うが、分団で全員のものを統括して集めて団で使うという話もあったが、そこは個人払いするべきという話からこのようになったのか伺う。

○田部総務課長

今回、団長以下副団長、分団長など各階級ごとの団員報酬の上げ幅が違うことに関しては、冒頭説明した20市の報酬調査を各階級ごとに調査して20市の平均を全て当てはめて条例改正をしているので、前の金額と上げ幅が一律でない状況が発生しているのご理解いただきたい。もう1点の個人口座への振り込みについては、処遇改善ということで消防庁から通知が来て、団に払うのではなく、あくまで報酬は個人の団員活動に対する対価として払う報酬であるので、必ず原則的には個人口座に振り込みなさいという通知が来て今回個人口座の振り込みを推進していくことで切り替えていかなければと認識している。

○小野徳重委員

課長の言うとおりの報酬は個人の口座に支給するのが当然だと思う。前にも話があったが、分団の中でイベントや飲み会に全部使われると個々からいろいろ批判があった。団では元からそうしてきたものとのことから若手の団員がなかなか声を上げられないという話を聞いていたので個人口座に振り込まれるのは大変喜ばしいことである。消防団員の報酬については国から準則が出ていると思うが、人口的なものはあると思うが国が100とした場合ラスパイレス指数ではないが、胎内市はどの程度なのか。

○田部総務課長

国においては消防団員の報酬について、標準報酬額の年額として36,500円を標準として交付税措置をするという通知が来ている。ただし交付税措置には人口規模や胎内市レベルの標準団体規模に応じた係数があり、それによると胎内市の年額報酬を支払うべき人数は385人で計算される。今現在は600人以上いるので36,500円を6百何十人に払ったら交付税オーバーで市の一般財源の持ち出しが出るということで交付税措置がされるギリギリの損益分岐点は計算上30,500円になる。今回条例改正でお願いする報酬額は23,000円で算定根拠は11月時点の調査。その後36,500円の処遇改善の国の通知が出て県からも要請が来て、県

内の市町村で 36,500 円に引上げる団体が 8 団体その後出てきた。そのようなことも踏まえ改めて他市町村の情報収集しながら胎内市の交付税措置がされる標準報酬額について、引上げ等も令和 4 年度改めて検討を進めていきたい。

○森田幸衛委員

配付された資料の 2 ページの一番上に「⑤学生消防隊の創設」があるが実態は。

○田部総務課長

まだ創設には至っていないが、これから食料農業大学等の生徒に声掛けを含めお願いしていきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 26 号 胎内市犯罪被害者等支援条例

田部総務課長説明

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を制定するものである。主な内容は、本市における犯罪被害者等の支援に関して、市、市民等及び事業者等の責務のほか犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進していくもの。

なお、これについては、1 年前に県が犯罪被害者の支援条例を昨年 4 月に施行している。それを受け県内の市町村でもこの条例制定の動きが活発化して胎内市においても 1 年遅れになったが今回条例制定を行うもの。併せて犯罪被害に遭われた方の家族等に見舞金として県の補助制度も活用しながら見舞金の支給等もこの条例可決後、要綱を制定・施行して被害者の方に見舞金を支給することも検討段階である

質疑

○渡辺秀敏委員

犯罪被害者等となっているが、実際に刑事事件に進展した場合だけでなく、そこまでいっていないものも含むと思うが、犯罪被害者の範囲はどこまでか。それと犯罪にも凶悪犯から軽微な犯罪、SNSを使ったものなど最近あるがすべての犯罪に及ぶのか。

○田部総務課長

犯罪行為ということでなかなか難しい判断がされるところである。犯罪行為の定義として条例で規定しているものは日本国内、国外における刑法その他の刑罰法令に規定する人命、生命、身体に害する罪に当たる行為ということで、刑法に規定している犯罪行為を犯罪等と定義している。その想定行為として、殺人、強盗致死、死傷、傷害、強制性交、わいせつ、危険運転致死などの犯罪行為を一番想定されるものと考えている。警察署で被害が認知された犯罪被害ということで、犯罪被害者条例の適用を受ける犯罪行為ということで市が警察に届出する。そこで警察が犯罪行為と認めたものも対象になる。例えば、飲酒運転で死亡事故や死傷事故を起こしたとなるとそれが故意か過失か。故意と過失の判断基準が警察と協議しながら犯罪被害者の対象になる

3 か含め疑義が施行して間もないこともあって、県の条例でも判断基準をどうしていくか、おそらくガイドライン的なものが今後整備されていくのではないかと考えている

○渡辺秀敏委員

今後ガイドラインが整備されるとのことでここで突っ込んだ質問は無理かと思うが、今の説明だと警察に扱ってもらった場合だけが対象になると聞こえたが、警察に届けなくても犯罪を受けてる人もあると思うがそれは該当するのか。今後の課題なのか。

○田部総務課長

今ほど犯罪被害者に該当するかどうかについては、見舞金の支給対象になるかどうかの判断基準で、見舞金の申請を犯罪被害者の家族等から受け、市で書類審査をして警察に上げてそれが先ほど説明した犯罪被害に該当するかの判断は警察に委ねることになる。見舞金に該当しない方 見舞金だけが支援条例の目的ではないので、様々な市の責務の中で、犯罪被害者に寄り添う相談体制を整備するなど条例で規定している。見舞金以外の犯罪被害ということで、刑法や故意の犯罪行為などそれに該当しない犯罪被害者の相談体制は整備していきたい

○森田幸衛委員

県が定め他の市町村も追随して胎内市は今ようやくここに至るとのことだが、年間の取り扱う件数はどのくらいを想定しているのか。また、見舞金の規模はどのくらい、他の自治体等を見つめながら描いているのか。

○田部総務課長

現在犯罪被害者等に関して防災対策や他の部署で受けている犯罪被害に遭われた方の相談内容が犯罪行為に基づくものか把握していないので、改めて各課に照会して確認したい。見舞金制度について想定件数と予算額については、本来大きな予算額を見舞金として計上するのは、犯罪があって被害に遭われた方が大勢いるのはいかなものかという部分もあるので、当初予算では死に至らない障がいにあった犯罪被害者として、国と市町村が2分の1折半で10万円で見舞金を想定している。令和4年度当初予算には、5万円を計上している。

○渡辺宏行委員

犯罪被害者の中で見舞金もそうだが、弁護士などの裁判費用がある。それも高額になっていくのでなかなかお願いできない。自治体によっては弁護士費用の無利子の貸付けを行っているところも最近多い。その辺の議論はこれから行っていくのか。

○田部総務課長

渡辺委員の言うとおりに見舞金は一時金的なもので一回渡して終わりにならないようにその後の犯罪被害者に対するサポート体制は非常に重要であり、裁判となれば長期にわたり弁護士費用がかさむことは十分想定できる。それについて県は条例を作ってその計画を策定している。その計画の中で弁護士費用や裁判での係争費用等の費用について、どのような計画で県が推進していくか確認しながら市としても必要に応じ見舞金だけでなく他の金銭的な支援やサポートができないか検討していきたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第27号 財産の無償譲渡について

田部総務課長説明

荒井浜地内に所在する土地1筆について、荒井浜区自治会に無償譲渡したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、お諮りするもの。

当該土地は、登記簿上の所有は大字荒井浜で以前から同自治会が自治会用地として管理している。ただし、これについてはポツダム政令に基づきその土地が市に帰属するままになっている土地である。それを市から譲渡する形で権利関係の整理を行い荒井浜区自治会で登記をお願いするもの。

質疑

○八幡元弘委員

以前もこのような例があったと思うが、この土地は今何に使っている土地か。

○田部総務課長

その土地1筆は、荒井浜森林公園の土地になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本間総合政策課長説明

本議会には、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について3件の議案を提出しているが、議第28号については、黒川東部地域に係るものである。これについては、平成28年度から計画に基づき公共的施設の整備を進めているものであり、引き続き令和4年度から3か年の計画を策定するものである。当該辺地については、自然条件、社会的条件を同じくする大字下赤谷から東側16の大字、面積約162km²をその範囲としている。地域内の人口は、

1,673人、世帯数は684世帯である。地価が最も高い大字坪穴字越沢622番2を地域の中心とし、学校や医療機関、市役所等までの距離、公共交通機関の運行回数等により算出した辺地度点数が118点となっている。なお、辺地度点数100点以上が辺地として認められる基準となっている。整備計画の主な内容は、交通通信体系の整備として市道改良事業、除雪機購入事業。生活環境施設の整備として簡易水道及び農業集落排水の設備更新。産業振興の事業として農業生産基盤の整備を行うほか胎内リゾート関連施設の整備を行うものである。個別の事業については71ページに記載のとおりである。本計画の事業費総額は、9億2,031万5千円で必要となる一般財源7億1,901万5千円のうち7億1,890万円を辺地対策事業債で賄うこととしている。なお、辺地対策事業債については、後年度の元利償還金の80%に相当する額が普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入される。

質疑

○森田幸衛委員

71 ページ整備計画の一覧表の12番、胎内スキー場改修事業の中身を教えてください。

○南波商工観光課長

鹿ノ俣ロッジの受変電設備の改修工事、ロマンスリフトの改修、小倉沢ゲレンデの改修、駐車場の工事を予定している。

○丸山孝博委員

同じく71ページ。1番から16番まで事業があるが令和4年度はどの事業に着手するのか、令和5年度、令和6年度はどのようなになっているのか。

○本間総合政策課長

令和4年度に事業費があがっているのは、市道波石夏井線道路改良事業、除雪機購入事業、胎内除雪ステーション整備事業、鼓岡・川合簡易水道更新事業、下赤谷・坂井・熱田坂・宮久・須巻・夏井・大長谷簡易水道更新事業、鼓岡地区農業集落排水更新事業、夏井・坪穴・川合地区経営体育成基盤整備事業、樽ヶ橋遊園整備事業、交流促進施設改修事業、胎内スキー場改修事業、観光交流センター改修事業、クアハウスたいない整備事業、胎内天文館整備事業である。

○丸山孝博委員

この中には事業主体が新潟県のものがあるが、ここに胎内市の事業費がのっているが全体的な事業費はどれくらいか。新潟県が行う部分。

○榎本農林水産課長

県事業では場整備を行うが、地元自治体の負担は10%になっている。

○八幡元弘委員

ものすごい基本的な辺地債自体のことだが、これ全部集落単位になっていると思うが、大きい集落だと端の方は何も無いところがあったりする。集落でも面積の大きいところで一部には家があるがほかは道路はあるが家がないなど。このようなところはこれに当てはまらないのか。集落単位でしか辺地債は設定できないのか。

○本間総合政策課長

辺地の区域の定め方として、辺地に該当する点数になるところで事業のあるところ、地図の赤色で塗ったところを区域として定めてその中で行うものを辺地対策事業で行う。事業の行われなところまでは定めていない。事業の行われる可能性のある部分を赤色で辺地の範囲と定め計画を策定している。

○八幡元弘委員

事業があるから辺地に定めるということか。今の説明だと、ここは点数で辺地になるから事業をするわけではなく、そこに事業があるから辺地の区域を定めるということか。

○本間総合政策課長

どちらが先かというところもあるが、基本的には最初に辺地の該当になる点数の区域があり事業もあることから計画を策定してそこで行う事業に辺地対策債を借りて実施する形になっている。

○渡辺宏行委員

辺地に指定される区切りについて、例えば仁谷野はテレビが共同アンテナでないと映らない。仁谷野と下赤谷。下赤谷は、黒川東部辺地になっているが、仁谷野は辺地にならないのか。さきほど言った境界をとって仁谷野まで来るとか。黒川東部辺地のエリアを広げることとはできないか。樽ヶ橋まで来ているのだから。仁谷野はいまだに共同アンテナを自費でお

こなっている集落である。そのへんがこれからどうなのだろうか。昔の黒川村と中条町のあれがそのまま引きずっているのかという気がしないでもないが。その辺どうなのか。

○高橋副市長

隣の集落だが範囲が分かれている状況が生じていることが現実であるが、区域を定めるときに公共施設から何キロ離れているから何点、公共交通が通っているから何点という点数付けをずっとしており、地価の話も出たが、その区域の中でのピークをここでとってそこよりも周りは低いなどいろいろな採点の基準があり、そのところをとっていた時に残念ながら仁谷野は、その時点時点で変わってくることでもあるが、定めるときにその点数に達しなかったことから入っていない。

○渡辺宏行委員

実際副市長が言ったとおり定めるところにより仁谷野ははずれている。定めるところを実際に行ったのか。羽黒がこうだから隣の仁谷野は一緒だということがあるのではと思われるが、本当のわずかなところでなっている。これからいろいろ問題が出てくると思うが、下赤谷の共同アンテナは黒川村でやっていると聞いたが。それは合併前のやり方だが、修理等もおそらく村費でやったと思う。それが仁谷野の場合は、ある程度補助金も使ったかもしれないが自費でやっているということがこれから出てくると思う。その辺も含めて考え方をきちんとしておかないといけないと思う。

○高橋副市長

あくまで当初、6年前の区域を定めるときに先ほどの点数付けをしたらここは入らなくなったが、委員の言うようにすぐ隣ということもあるし、土地の値段や公共交通の関係、公共施設からの距離など流動的なところもあるので、今後さらに精査しながら、もし必要であれば区域設定の変更をお願いする場合がある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 29 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本間総合政策課長説明

これについては、築地西部辺地に係るものであり、平成29年度から計画に基づき公共的施設の整備を進めているものであり、引き続き令和4年度から3か年の計画を策定するものである。当該辺地については、平成29年度から公共的施設の整備を進めていた村松浜辺地に平成31年度から自然条件、社会的条件を同じくする中村浜と笹口浜を加え築地西部辺地として進めているものである。地域の面積は8.49km²。地域内の人口は、1,344人、世帯数は499世帯である。地価が最も高く最寄りのバス停留所に一番近い大字村松浜字上原840番9を地域の中心とし、学校や医療機関、市役所等までの距離や公共交通機関の運行回数等により算出された辺地度点数は115点である。整備計画の内容は、交通通信体系の整備として市道村松浜線・村松14号線道路改良事業のほか3件の市道整備を行うものである。本計画の事業費総額は、2億1,300万円でこれを辺地対策事業債で賄うこととしている。

質疑

○森田幸衛委員

74 ページ4番の市道中村浜バイパス線道路新設事業は、令和6年度までの3か年で整備が完了するとみればいいのか教えてほしい。

○田中地域整備課長

市道中村浜バイパス線道路新設事業については、この3か年で完了する予定で事業計画を組んでいる。

○渡辺秀敏委員

同じ市道中村浜バイパス線道路新設事業に関してだが、当該土地に関して土地改良区の範囲内に入っているが、その土地の買収はどうなっているか。それと買収に係る金額がわかれば教えてほしい。

○田中地域整備課長

バイパスに係る区域内には一部築地土地改良区の所有地もあるが、進め方については今後改良区と協議することになっている。買収単価についてもこれから検討していく。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 30 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本間総合政策課長説明

これについては、築地南部辺地に係るものである。平成 31 年度から計画に基づき公共的施設の整備を進めているものであり、引き続き令和 4 年度から 3 か年の計画を策定するものである。当該辺地については、自然条件、社会的条件を同じくする大字北成田、宮川、竹島、苔実を範囲とするものであり、地域の面積は 4.18 km²で地域内の人口は 892 人、世帯数は 258 世帯である。地価が最も高く最寄りのバス停留所に近い大字北成田字築地原 1621 番 1 を地域の中心とし、学校や医療機関、市役所等までの距離や公共交通機関の運行回数等により算出した辺地度点数は 111 点である。整備計画の内容は、地域の安心安全に係る生活環境施設の整備として苔実地内消火栓設置工事を。また農業基盤整備として苔実地区経営体育成基盤整備事業を行うものである。本計画の事業費総額は、6,288 万円で、その内 6,280 万円を辺地対策事業債で賄うこととしている。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 31 号 定住自立圏形成協定の変更について

本間総合政策課長説明

はじめにお伝えしたとおり議案の訂正があったことについてお詫び申し上げます。今後このようなことの無いよう議案の確認を行っていきます。訂正の内容については、議案の説明の中でします。

平成 28 年に新発田市との間で締結した新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定の全部を改めるものであり、その主な内容は、定住自立圏共生ビジョンの記載事項を第 2 期のビジョン策定を機に整理し、これまで協定に盛り込まれていた甲乙両市の役割を定めていたものを同ビジョンに規定し直すものである。81 ページ協定の別表において胎内市と新発田市で取組む政策分野と具体的事項について 3 つの政策分野とその下の具体的事項として定めているものである。内容については、改定前と同じく 3 つの政策分野と具体的事項についても改定前のものをそれぞれの 3 つの分野の下に整理して規定しているもので内容的に変わるものではない。なお、圏域の状況及び個別事業等について記載する第 2 期共生ビジョンについては、宣言中心市である新発田市において胎内市、聖籠町と協議を行いながら策定中である。79 ページ今回議案の訂正をさせてもらうことについては、今ほど申し上げたとおり甲乙両市の役割について協定から除かれたため、第 3 条 2 行目「並びに甲及び乙の役割」の部分が不要となったものであるが、改正前の条文のままになっていたものを削除する訂正をさせていただきたい。

質疑

○小野徳重委員

平成 28 年に新発田市と定住の関係の契約を締結して胎内市がやってよかったと思う施策はあるか。

○本間総合政策課長

いろいろな事業をしており他課にまたがるものもあるが、総合政策課で実施している婚活支援事業は、出会いの場やマッチングであるので胎内市単独で行うよりも広い範囲で出会いの場を設けられるので効果があると思われる。その他の事業についても有害鳥獣に関しても単独で行うよりも近隣と行う方が効果があると捉えている。

○小野徳重委員

せっかく締結して中心となる市だけが得するような施策では困る。胎内市もよりよくなるような形の中で施策の立案等の検討をしてほしい。この協議は定期的に行っているのか、そ

れとも随時行っているのか。

○本間総合政策課長

特に定期ではないが年間3、4回集まって協議している。また、担当課では随時連絡を取り合って個々の事業について検討している。定住自立圏の担当課で集まりまとめる形で行っている。

○笥智也委員

2点お願いします。協定書を変更する協定書で平成28年に最初があったのか。まだ議員でなかったのだからこれ自体知らなかったが、市民への周知はされているのか。もう1点条項の第3条第3号圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野、事務執行にあたっての連携等の話がある。今回まん延防止法の適用により飲食店の寄付金の話で新発田市のフォーマットが見やすいと事業者などから聞いたがそのような部分での連携に活用することはできないか。

○本間総合政策課長

1点目の周知については、市報、ホームページ等で行っている。個々のフォーマットを共通にすることについては、事業を実施している担当課で検討し、利便性の高いように進めていきたい。意見をいただいたので担当課等にも伝え、今後の事業に活かしていきたい。

○笥智也委員

まん防が1月21日から始まり1か月以上たち、事業者が苦しんでいる。市職員もたくさん仕事を抱えている中で緊急性の高い仕事が入ってきたから忙しく担当者が悩みながら進めていると思うが、このような協定があるので連絡を密にとり市民のために動いてほしい。

○本間総合政策課長

定住自立圏で行っている事業は、ビジョンの中で個々の事業が定められている。共同で行う事業の中に共通でできるものを利便性の高いものに直していくなど進めていきたい。給付金の事業は定住自立圏事業と別になるので各自治体で行うものになる。

○南波商工観光課長

時短の協力金に関しては県の要請となる。申請書類等のひな型も示されている。新発田市

が改良して行ったのかもしれない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 11:24)

○坂上清一委員長

その他で、皆さまから何かあるか。

(無し)

事務局から何かあるか。

(無し)

閉会 (11:26)